

第6回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和8年6月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和8年6月5日（金） 午後1時53分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和8年6月5日（金） 午後2時56分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1 番	山崎富士子	2 番	笠原 勝	3 番	松尾 茂敏	5 番	中川 實美
7 番	前田 辰己	9 番	田島 真一	10 番	内田 弘幸	11 番	栄木 正孝
12 番	宮寄 芳守	13 番	井出 真吾	14 番	小田 伸吾	15 番	小筏 正治
16 番	山崎 正典	17 番	坂本 博	18 番	東 康敬	19 番	林田 剛

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	釣川 和義
次 長	内田 啓輔
課長補佐	福田かすみ
参 事 補	山崎 篤

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第25号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第6 議案第26号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について
- 日程第7 報告第6号 非農地通知の発出について

午後1時53分開会

○事務局長（釣川 和義君） それでは、皆さん、こんにちは。定刻よりも前ですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきますと思います。

それでは、令和8年第6回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしていからマイクを通して発言をお願いします。また、携帯電話は音の出ない状態に設定をお願いします。

本日は欠席の委員はございません。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会の挨拶をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 大変暑い中、こんにちは。昨日、梅雨入りのニュースが流れ、いよいよ梅雨本番ということで田植えなどで忙しい中、貴重な晴れ間にお集りいただきましてありがとうございます。

私ごとであります、今月2日に台風がちょっと来たんですが、その日に全国の会長大会が東京でありまして、参加してまいりました。大会決議等いろいろありまして、その後、国会議員への要請ということで、地元の長崎県選出の国会議員さんと懇談をしてまいりました。

以上、おつなぎしときます。

ただいまから、令和8年第6回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、5番、中川實美委員、7番、前田辰己委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第6号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第22号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号10番から15番までの6件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号10番から12番です。

申請番号10番は、県外在住で耕作できない所有者の要望で、作付してもらっていた地元農家へ農地を贈与する案件です。

申請番号１１番は、県外在住で耕作できない所有者の要望で、隣接する規模拡大農家へ農地を贈与する案件です。

申請番号１２番は、県外出身の移住者が空き家住宅を購入し、研修終了後に農業を始めるため、一緒に全農地を一括購入する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号１０番から１２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１３番 井出 真吾君） 議席番号１３番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号１３番から１５番です。

申請番号１３番は、借り受けていた隣接農地を規模拡大のため購入する案件です。

申請番号１４番は、県外在住で耕作できない所有者の要望で、隣接する宅地と一緒に購入する案件です。

申請番号１５番は、規模拡大のため隣接農地を購入する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１３番から１５番について、質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第２２号、申請番号１０番から１５番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第３、議案第２３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書５ページを御覧ください。

〔議案第２３号の朗読〕

議案書６ページ、申請番号１番から２番の２件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１４番 小田 伸吾君） 議席番号１４番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号１番です。

申請番号１番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。転用目的は、駐車場及び通路用地としての追認申請となっています。

本件の経緯を説明しますと、今回の申請者の父が昭和５９年に農地転用許可を受け、貸家を６棟建設計画でしたが、このうち４棟を建築した分は宅地で登記済みで、今回の申請地である残地は入居者が見込めず貸家を建築しないまま駐車場及び通路用地として現在まで使用されてきました。父親が亡くなり、申請者が土地を整理していたところ無断転用が分かり、違反状態を是正するため改めて転用申請があったものです。

２０年以上前から駐車場及び通路用地として使用していることで、追認許可の要件を満たしていることから、許可に関する特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１３番 井出 真吾君） 議席番号１３番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号２番です。

申請番号２番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第１種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅用地としての追認申請となっています。

第１種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから、許可できるものと判断しました。

また、２０年以上前から宅地用地として使用していることで、追認許可の条件を満たしていることから、許可に対して特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２番についてご指摘がありましたらお願いします。山崎委員。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、山崎です。追認申請なんですけど、これは分かっ
とってそのまま放置しとったらどがんなる。これには一応上げてあるんですけど、分かった上でもう
そのまま放置して、ずっと何年も。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） もし分かったとしたら、委員さんがですか、本人が。

○委員（１６番 山崎 正典君） 本人がです。本人が分かったら。

○事務局次長（内田 啓輔君） 違法状態というのを解消するために、事務局としては追認申請という形で、申請を出していただきたいと思っております。

○委員（１６番 山崎 正典君） それはあるとですけど、ずっと出さんやったらどがんですか。分からずということ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 今、分かったということなんで、分かった時点で出していただければですね。で、事務局としまして、ほかに例えば３条で上がってくるとかですよ、別件で、別の案件で上がってくるとか、そういったときに、全部の保有されている農地を全部航空写真と照らし合わせてチェックをするんですね。そこで、違法状態がありますよ、３条は待ってくださいね、こっちを解決してから上げてくださいねというのをやっていますので、可能な限り、何かきっかけがあればですね、そういうふうに出していただいて、クリアな状態にして、ほかの案件を上げていただくというような取組を行っている状況です。よろしいですか。

○委員（１６番 山崎 正典君） はい、分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。どうぞ、小筏委員。

○委員（１５番 小筏 正治君） よか質問ばされたというふうに思うとんですけど、追認申請ですか、２０年経過していますと、こう書いてあるわけですね。これが１０年とか１５年たっているというときに上がってきたらどうされますか。大体、私の認識では、２０年くらいすれば許可ができるというか、１０年、１５年でやっぱりこれはできないということになりますか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 農地転用の事務指針というのがありまして、追認の要件というのが幾つかありまして、その中で先ほど２０年以上前からというのが一つの条件であります。ほかの条件があったんですけど、例えば家を建てるときにちょっと間違えて知らんで越境したとか、ほかの要件がありますので、そういうのに合致すれば、そういうのでほかの要件に合致すればですね、追認はできるのかなと思いますけど。

○委員（１５番 小筏 正治君） ２０年たつとかんでも。

○事務局次長（内田 啓輔君） たつとかんでも。去年、７年度では越境でというのが１件あったかなと記憶をしているんですけど。そういったところで追認の要件が３つほどありますけど、それに合致すればですね、追認できるというようなルールがありますので、それにのっとって処理をさせていただいている状況です。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、議案第23号、申請番号1番から2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第24号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号7番から12番の6件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号7番から11番です。

申請番号7番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。転用目的は、一般個人住宅用地です。第1種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号8番について、申請地は農振白地、多比良港から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅用地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号9番について、申請地は農振白地、瑞穂総合支所から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅用地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号10番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅及び通路用地です。高規格道路建設に伴う立ち退きによる申請です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号11番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅及び通路用地です。高規格道路建設に伴う立ち退きによる申請です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号7番から11番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号12番です。

申請番号12番について、申請地は農振農用地です。申請目的は、高規格道路工事業者のための仮設プレハブによる現場事務所用地で、9か月間の一時転用案件です。農振農用地ですので原則としては転用できない農地ですが、例外規定の一時的な利用であり、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号12番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（15番 小筏 正治君） 一時転用の時期はどのくらい決まっているんですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局（福田 かすみ君） 3年未満と決まっています。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 3年以上のときは、もう転用できない。3年以内で一時転用、そして4年くらいすれば、5年ばかりすればまたどういう手続になるわけですか。また戻す予定なんですか、転用じゃなくて。

○事務局（福田 かすみ君） 恐らく3年以上のときは転用申請を行って、その後農地に戻されれば農地登載願で処理されると思います。

○委員（10番 内田 弘幸君） 再申請に行くわけにはいかんですか、転用したら。3年以上になれば転用になるとですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 3年までしか一時的にというのが認められないという意味です。もう完全な転用ということの一応ラインを敷かれているということです。

○委員（15番 小筏 正治君） 何か追加申請のような感じでやっている。

○事務局次長（内田 啓輔君） 延長とかはないということです。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） 一時転用で、例えばこれが許可になっておるけど、これはまた一時転用が終われば、また農地に申請せないかんのか。そのまま自然とそのまま続けるわけですかね。その確認には行くわけですかね、農地に戻った場合。大体農地に戻すというのが条件で。確認というのはするわけですかね、農業委員会とか委員は。

○議長（林田 剛君） 報告みたいなの。

○事務局（福田 かすみ君） 復元の報告というのをを出していただいて、その後確認に行くようにしております。

○委員（１８番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ほかにご質疑がないようですので、議案第２４号、申請番号７番から１２番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第５、議案第２５号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書１０ページを御覧ください。

〔議案第２５号の朗読〕

議案書１１ページ、整理番号１番から、議案書２３ページ、整理番号２４番です。

それでは、整理番号１番から２４番までの促進計画案について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等ご意見ございましたらお願いします。ございませんか。

○委員（１５番 小筏 正治君） １３ページの６番で、若い子が土地を改造して、そこにハウスを建ててイチゴを作る予定ということでおるんですけど、盛土的なことがちょっとあったというんですけど、これ調査会の人たちはどこの手前で話をしよったんですかね。ちょっと盛土が予定より高さが、高いところができて。

○議長（林田 剛君） 改良届の規定というか、そこら辺はどうなっている。

○事務局（福田 かすみ君） 農地改良としての手続としては、その盛土の高さとか２メートル以内、切土も高さが２メートル以内であれば、農地改良届として処理ということで、それ以上であれば、ち

よっと別の届けになってくるかと思います。

○委員（２番 笠原 勝君） 最低が何センチ以上で。

○事務局（福田 かすみ君） 最低はないです。

○委員（１０番 内田 弘幸君） その改良届ははっきり言うて、何センチ上がってもそれは改良届が現状が変わればさ、前の１０センチとか２０センチとか変えた後にさ、いっちょいっちょ改良届というのをださせてもあれじゃけんということで、３０センチ以内じゃなかったかなと思うわけよ。改良届は現実には本当はそこを変えるなら、本当は改良届さ出すというのが、ただ全部はさ、いっちょいっちょそこはさらりとこんぐらいの段差があるとかさ、ちょっと仕事上、この石ば外して利便性が高めるとにと言うたときに、一応やかましゅう改良届ってもうよかですよって言える範囲がやっぱり３０センチ以内なものかなって。

○事務局次長（内田 啓輔君） せっかくのご提案が内田委員からありましたので、今後も３０センチということ念頭に置いて、事務局としても事務を進めさせていただきたいということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、議案第２５号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第６、議案第２６号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書２４ページを御覧ください。

〔議案第２６号の朗読〕

議案書２５ページ、受付番号１番、中部地区の１件の申出があります。資料は別添４を御覧ください。なお、あっせん委員については、議案書にある農地の所在する担当区域の推進委員を基本に、調査会から１名以上選出いただき、本総会において指名の決定をお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、受付番号１番について、中部調査会長からあっせん委員候補者の報告をお願いします。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 議席番号１０番、中部調査会長の内田です。

受付番号１番について、中部調査会からのあっせん委員候補者を、岩永哲朗委員、彌富秀寛委員の２名を選出しました。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん何かありましたらお願いします。

○委員（１８番 東 康敬君） もう一回、誰と誰。

○議長（林田 剛君） 岩永哲朗委員と彌富秀寛委員。

○委員（２番 笠原 勝君） 圃場整備のところは、はい、そうです。下のほう、水もあるところなんですけど。

○委員（１５番 小筏 正治君） あっせんの流れはどういう流れですか。

○委員（２番 笠原 勝君） あっせんは、実はこれ売買が成立しそうな案件が、ダメになって急にあっせんに上げました案件なんですよ。私と指名された推進委員と現場も見てきて、早速、推進委員さんが、片っ端から手を何回か挙げるって言われたことがあって、何度目は言われているみたいなどころなので、やっぱり今まで作られた方が第１候補で、それから隣接する人を第２候補みたいな感じで、ちょっとあっせんする。

○委員（１５番 小筏 正治君） 日数的な何日かやっぱり足を運ばれましたか。

○委員（２番 笠原 勝君） そうです。

○委員（１４番 小田 伸吾君） ここまだ今でも作っておられたわけですか。

○委員（２番 笠原 勝君） 今、現時点で作られています。

○委員（１４番 小田 伸吾君） ここ２つでなんですか。

○委員（２番 笠原 勝君） ここは全く場所が、住所が違うんですけど、これはもう一つ、枠に含まれていない畑があって、その方も後であっせんにつけちゃうというふうに言われていますので。２人の畑になっています。

○委員（１８番 東 康敬君） その人が具体的に。

○委員（２番 笠原 勝君） その人は、もう農業は今されていないので、後で、私におれも見たいというので相談が来て、そしたら農業委員さんが足を運んでくださいというふうに言っているんですけども。併せれば多分、２８アールくらいの畑になると思います。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、議案第２６号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名については、受付番号１番について、中部調査会から選出された推進委員を指名することに決定します。

次に、日程第７、報告第６号、非農地通知の発出について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書２６ページを御覧ください。

〔報告第６号の朗読〕

議案書27ページの受付番号1番から2番の2件です。受付番号1番については、本人から申請があったため、令和8年3月に現地確認後、非農地通知を発出したものです。受付番号2番については、本人から申請があったため、令和8年4月に現地確認後、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さんからただいまの報告について何かありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） これは申出人は九州電力の持ち物ですか。

○事務局（福田 かすみ君） 九州電力の持ち物で、登記を見てみますと、昭和26年の5月に所有権移転で所有されており、農地法が制定される前から所有されているものでした。

○委員（18番 東 康敬君） この地目は田。

○委員（10番 内田 弘幸君） 私も調べたらですね、昔は戦争中とかいうときは、電力が国の、これは電力であって、その当時はもうその電力会社は国がやっtookた時代で、そのときに取得しておるけん、それが26年に九州電力になっtookって、農地法ができたのはその後で、その後からの農地法ができてからでは、やっぱり九電も農地ばとかいうことができるんで、その前。

○委員（18番 東 康敬君） 農業委員会ができてのが昭和26年じゃないか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 農地法ができてから一緒くらいですね。

○委員（18番 東 康敬君） 一緒くらい。

○事務局次長（内田 啓輔君） そうですね。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○事務局次長（内田 啓輔君） その経緯を内田委員からちょっと説明していただきましたが、整理してご説明をしたいと思います。今言われたとおり、農地法が昭和27年にできて、その前に取得をされている土地なんで、農地だろうが、山林だろうが、宅地だろうが、九州電力、インフラ整備をする会社は国としてそういう買収とかですね、売買を認めたわけですね。どっちかといえば、国としてそういうのをインフラ整備を進めんばいかんということで、積極的に後押しをしていたようなところがあります。この当時に水力発電をせんばいかんというようなところで、ちょうど千々石の第4水力発電のところなんですね。そこで、そういった用地として幾つか取得をされている中の1個が、まだそういうふうにして、登記簿上、田で残っていました。それを非農地にしたいでというようなお話のようでございます。

○議長（林田 剛君） ほかに千々石にありましたもんね、九州電力、確認に行ったとき。

○事務局（福田 かすみ君） この九州電力さんのほうから相談があっtook、早く処理したいのでということで、もうこちらのほうで急いで確認に行っている次第です。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですのでお諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまちして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時 56 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員